

一般社団法人田川地区防災協会表彰取扱規程

制定 平成24年6月1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人田川地区防災協会(以下「協会」という。)定款第4条第2項の規定に基づき、表彰の取り扱いについて定めるものとする。

(表彰区分)

第2条 協会が行う表彰は、次の各号の事項について特に功労があると認められるときにこれを行う。

- (1) 火災の予防、早期発見、初期消火、人命救助及び消火活動等に協力した者
- (2) 救急業務に協力した者
- (3) 危険物取扱者、消防設備士及び防火管理者等の保安業務に従事しているもので、特に優秀と認められる者
- (4) 防火管理体制、消防設備等の優良事業所等
- (5) 役(職)員で、協会の発展につくした者(平成26年度から:役員改選等で辞任した理事で、連続して3期務めた者)
- (6) 消防職員で協会に協力し、消防長が永年勤続功労者として特に推薦する者
- (7) その他会長が必要と認める事項
- (8) 各部会の定数は別表のとおりとする。

(表彰の種類)

第3条 前条の表彰は、次の3種類とする。

表彰状

感謝状

賞状

- 2 前項の表彰には、記念品又は記念品料をそえることができる。
- 3 表彰は、消防長と連名で行うことができる。

(審 査)

第4条 協会表彰は、正副会長会議で審査決定する。

(委 任)

第5条 表彰について必要な事項は、会長が別に定めることができる。

別表(第2条第8項関係)

部 会	平成26年度から		備 考
	(3)	(4)	
危 険 物	1	1	
消 防 設 備 士	1	1	

L P ガ ス	1	1	* 隔年で充填所から
病 院	1	1	
一 般 事 業 所	* 3	2	* 危険物取扱者 2
町 内	—	1	防火管理者 1
郵 便 局	—	1	
福 祉 施 設	1	1	
計	8	9	

附 則

- 1 この規定は、一般社団法人の登記の日から施行する。
- 2 協会移行前の社団法人田川地区防災協会設立からこの規定の施行日の前日までに行った表彰は、この規定によって表彰したものとみなす。